



委員会提案

議案の概要

(条例案の概要及び新旧対照表)

(定例記者会見資料)

令和 4 年 5 月 2 7 日

議案の概要（条例案の概要及び新旧対照表）

目 次

議案番号	議 案 名
議第 4 4 号	美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について

〔議第 4 4 号〕

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書（委員会提案）： 1 頁】

◎ 改正の概要

美濃加茂市議会政務活動費について、現在、半期ごとに年 2 回交付している状況です。本年度は市議会議員選挙もあることから、事務を見直し、申請の書類作成、交付などの事務手続の簡素化・効率化を図るものです。

◎ 改正の主な内容

- 第 3 条中の交付回数を半期から年度に見直し、字句を修正します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行します。

議第44号

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年6月6日提出

議会運営委員長 牧 田 秀 憲

美濃加茂市議会議長 渡 辺 義 昌 様

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（交付額及び交付の方法） 第3条 会派に対する政務活動費は、<u>毎年度4月1日</u>におけるその会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額とする。 2 政務活動費は、<u>毎年度4月末日までに、1年度分の額</u>を交付する。ただし、<u>年度の途中</u>において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。 3 <u>年度の途中</u>において新たに<u>会派が結成された場合は</u>、結成された日の属する月の翌月分（その日が<u>月の初日</u>に当たる場合は、当月分）から<u>当該年度の3月分までの政務活動費を、結成された日の属する月の翌月末までに</u>	（交付額及び交付の方法） 第3条 会派に対する政務活動費は、<u>各月1日</u>（以下「<u>基準日</u>」という。）におけるその会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額を当該年度における半期（以下単に「<u>半期</u>」という。）ごとに交付する。 2 政務活動費は、<u>各半期の最初の月に、その半期に属する月数分</u>を交付する。ただし、<u>半期の途中</u>において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。 3 <u>各半期の途中</u>において新たに結成された<u>会派に対しては</u>、結成された日の属する月の翌月分（その日が<u>基準日</u>に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

交付する。 4 <u>年度の途中</u>において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会若しくは会派若しくは議会の解散があった場合は、<u>これらの事由が生じた日の属する月（その日が月の初日に当たる場合を除く。）の政務活動費は交付する。</u> (所属議員数の異動に伴う調整) 第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、<u>年度の途中</u>において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が<u>月の初日</u>に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派が、<u>年度の途中</u>において解散したときは、会派は、解散の日から14日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が<u>月の初日</u>に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。	4 <u>基準日</u>において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、<u>その議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しないものとする。</u> 5 <u>政務活動費は、交付月の末日に交付する。ただし、その日が美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第24号）第1条第1項に定める市の休日に当たる場合は、その翌日とする。</u> (所属議員数の異動に伴う調整) 第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、<u>各半期</u>の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が<u>基準日</u>に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた会派が、<u>各半期</u>の途中において解散したときは、会派は、解散の日から14日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が<u>基準日</u>に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
---	---

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。